

令和3年度 茨城県交通安全県民運動 推進要綱

● 年間重点スローガン

気をつけて ゆっくり歩く おとしより

飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間



令和元年度 茨城県交通安全ポスター作品コンクール
優秀賞（茨城県議会議長賞）

ひたちなか市立田彦小学校（当時4年）松本 陸さんの作品

茨城県交通対策協議会

令和3年度茨城県交通安全県民運動推進要綱

1 趣旨

この運動は、県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため県民運動として展開する。

2 推進期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 主唱

茨城県交通対策協議会

4 実施機関・団体及び協賛団体

別表（最終頁）のとおり

5 スローガン

●年間重点スローガン

気をつけて ゆっくり歩く おとしより

飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間

6 運動の基本

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

7 運動の重点（※は最重点項目）

- (1) ※飲酒運転の根絶
- (2) ※高齢者の交通事故防止
- (3) 子供の交通事故防止
- (4) 歩行者の保護
- (5) 夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- (6) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (7) 自転車の安全利用の推進

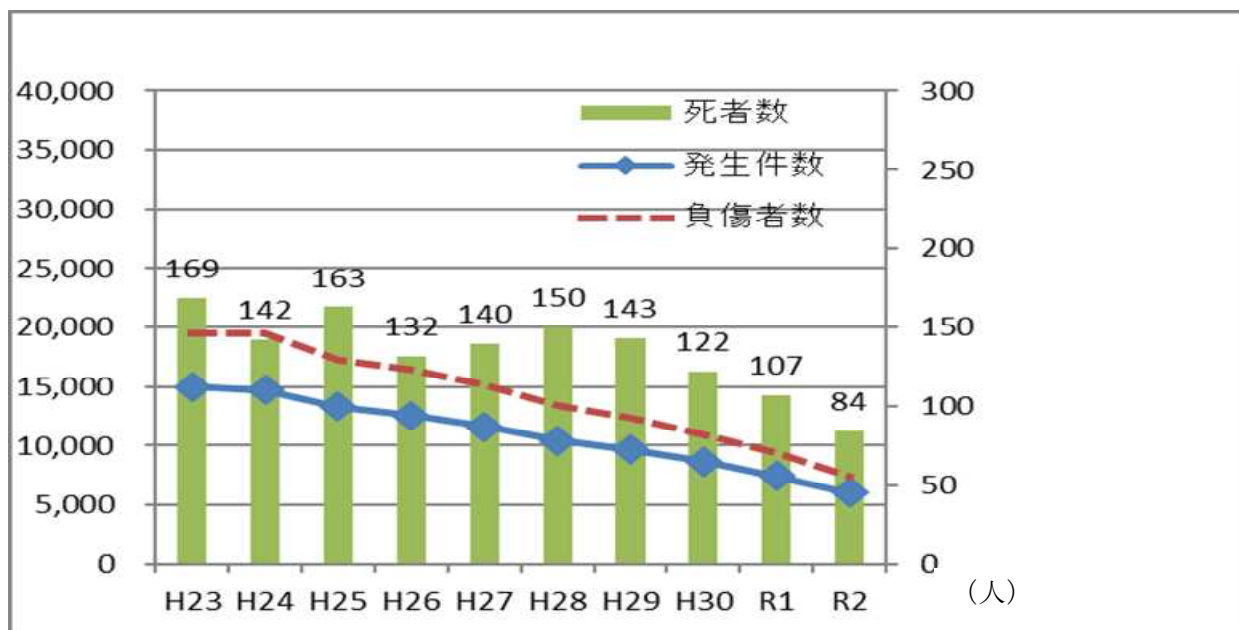
8 各季運動等

各季において期間又は日を定め、県内統一した活動を展開する。

9 運動の進め方

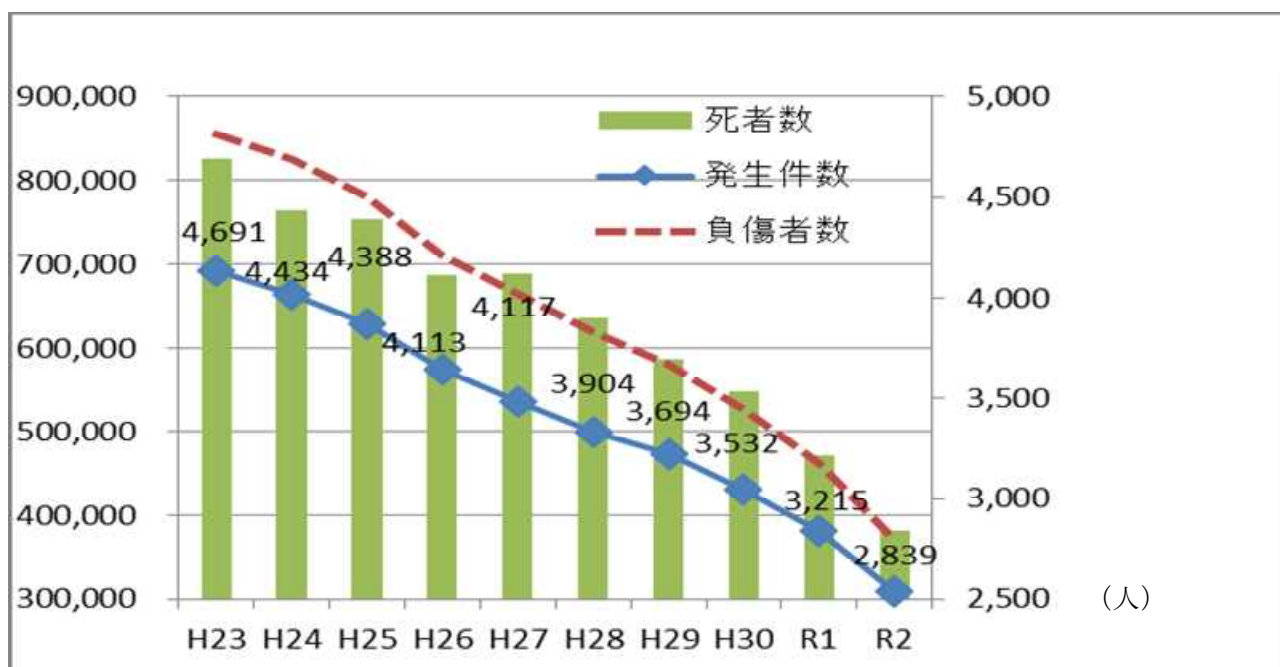
この運動を効果的に推進するため、市町村及び関係機関・団体は、本要綱に基づき早期に適切かつ具体的な実施計画を策定し、運動の推進体制を確立するとともに、この運動が県民総ぐるみの運動として展開されるよう、地域住民に対する啓発を行い、積極的な参加が得られるよう配慮すること。

● 茨城県の交通事故発生状況



区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	15,010	14,732	13,279	12,534	11,613	10,455	9,679	8,682	7,447	6,049
負傷者数	19,547	19,448	17,281	16,460	15,135	13,441	12,344	10,965	9,372	7,455
死者数	169	142	163	132	140	150	143	122	107	84
全国順位	9位	11位	10位	11位	11位	8位	9位	10位	9位	11位

【全国の交通事故発生状況】



区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178
負傷者数	854,613	825,392	781,492	711,347	666,023	618,853	580,850	525,846	461,775	369,476
死者数	4,691	4,434	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839

注1 数字は、単位未満で四捨五入しているため合計等が内訳の数字と一致しない場合がある。

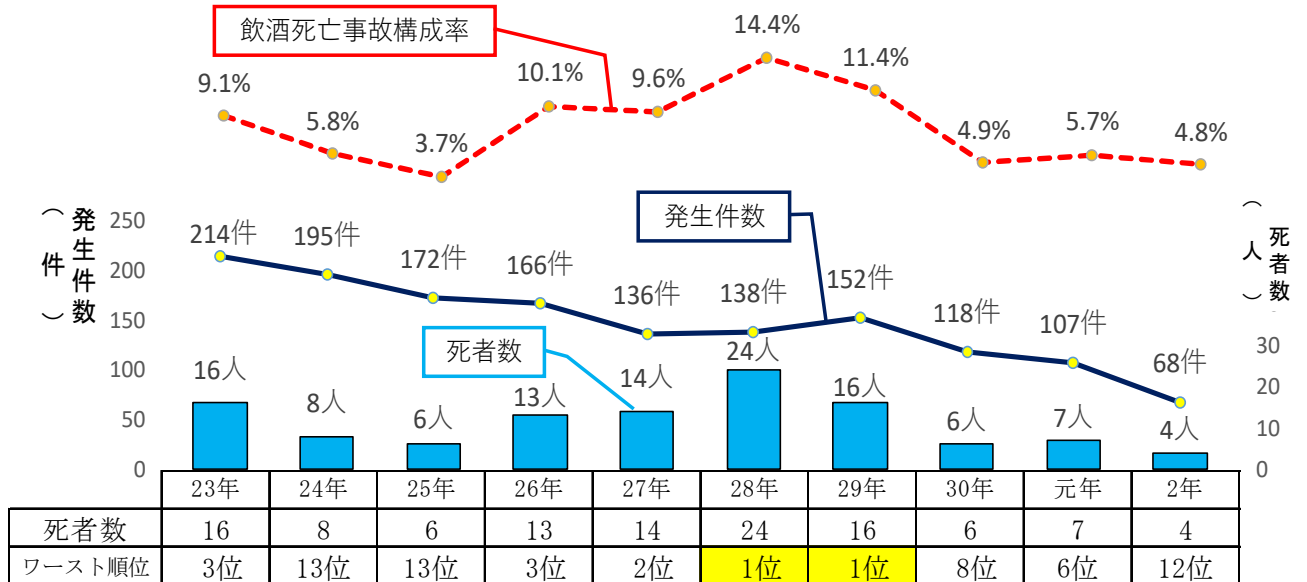
注2 各数値は、令和2年12月末の確定値ですが、新たな事実が判明した場合等には後日修正することがあり得る。

● 令和3年度における最重点項目

飲酒運転の根絶

年間重点スローガン：飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間

- 飲酒運転による死者数(R2年中)は4人(前年比 - 3人)で、全国ワースト12位。
- 飲酒運転による事故発生件数は68件で、前年より減少。全死亡件数に占める割合(構成率)は4.8%。
- 飲酒運転者は、飲酒なしの運転者に比べ、約5倍も死亡事故を起こす確率が高い。(令和2年中)



推進事項

◎ 『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』

を夏及び年末の交通事故防止県民運動期間中の各金曜日に設け、

- ・チラシ配布、ラジオ、社内・店内放送、街頭指導、広報車による広報
- ・回覧板、掲示板等への広報文の掲載
- ・会議、会合等での「声掛け」による広報 など、集中的、効果的な広報啓発を推進する。

◎ 飲酒運転は重大事故に直結する重大な犯罪であり、地域・家庭・職場等で飲酒運転撲滅の声掛け啓発を行い「飲酒運転は絶対に許さない」環境づくりに努める。

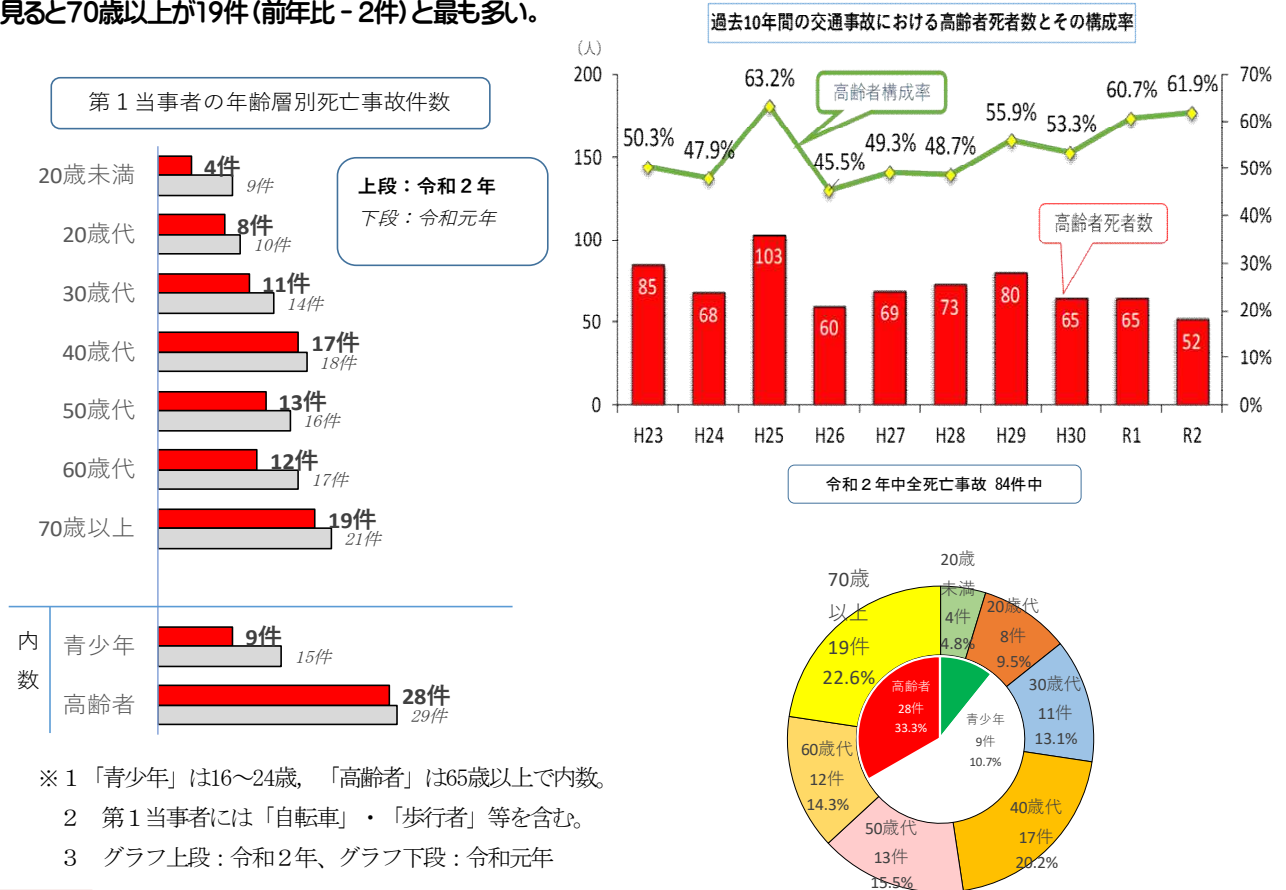
◎ 飲酒運転による交通事故の被害者や加害者の声を生かした講演会等の開催を促進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

◎ 事業所などの職場では、法令に基づく安全運転管理を図り、飲酒運転などの悪質交通違反の防止に努める。

高齢者の交通事故防止

年間重点スローガン：気をつけて ゆっくり歩く おとしより

- 高齢者死者数(R2中)は52人(前年比 - 13人)で全国ワースト10位。
- 第1当事者の年齢別死亡件数を見ると、「高齢者」(28件)が最も多く、全死亡事故の33.3%を占めており、年齢層別に見ると70歳以上が19件(前年比 - 2件)と最も多い。



推進事項

- ◎ 運転者に対し、高齢者の特徴(歩行速度が遅い、車両の速度や距離を見誤りやすい等)を十分理解したうえで、減速や一時停止など高齢者の動きに対応できる優しい運転を呼びかける。
- ◎ 高齢者の持ち物や靴等に反射材を直接貼付するなど、夕方から夜間にかけて外出する際の、反射材の着用を推進する。
- ◎ 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、適切な運転行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教室への参加を呼びかける。
- ◎ 車の運転に不安を感じた高齢者に対して、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに努める。

● 運動の基本に関する推進事項

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

交通事故のない安全で快適な社会を実現するためには、交通社会を構成するすべての者が交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図ることが不可欠である。

しかし、発生している交通事故の多くは、これらの軽視・欠如によるところが大きく、そのことを指摘する声も多い。

このような中、令和2年中の交通事故死者数（84人）を年齢層別に見ると、高齢者の死者数は52人（前年比13人減）で全体の約6割を占めており、中でも歩行中の死者数が27人と最も多い。

また、運転者の悪質違反（最高速度違反、右側通行、信号無視及び酒酔い）による死亡事故は、19件で全死亡事故の22.6%を占め、全国平均（令和元年：13.8%）を上回っているほか、自転車利用者についても、二人乗りや夜間の無灯火、スマートフォン・イヤホンの使用等、交通ルールを無視した悪質・危険な走行が社会問題となっている。

このため、運転者、自転車利用者及び歩行者それぞれについて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図る。

特に、交通マナーについては、「自ら『知る』、周りに『知らせる』、相手に『譲る』」のコンセプトに基づく実践的な「マナー向上運動」を推進する。

《マナー向上運動のコンセプト》

1 自ら「知る」	(1) 県内の交通マナーの実態を知る。 (2) 自己の交通マナーを省み、正しいマナーを理解させる。
2 周りに「知らせる」	(1) 歩行者・自転車利用者の反射材利用を促進する。 (2) ドライバー・自転車利用者に各種灯火の活用を促す。
3 相手に「譲る」	(1) ドライバー・自転車利用者に歩行者保護を意識付ける。 (2) ドライバー・自転車利用者に「譲る」「待つ」の実践を促す。

【対象別推進内容】

運転者	○ 「安全運転五則」や「ピカッと運動」を実践する。 ○ 正しい交通マナーを理解し、他のドライバー、横断歩行者、自転車利用者への思いやりや譲り合いの意識をもった運転を実践する。
自転車利用者	○ 「自転車安全利用五則」に基づく安全走行を実践する。 ○ 歩行者に配慮する「譲る」、「待つ」意識を持つとともに、周囲に「知らせる」各種灯火・反射材用品を活用する。
歩行者	○ 道路を横断する時は、信号機や横断歩道があるところや、見通しの良い場所で、右左の安全を確かめてから渡る。車両の直前直後の横断や飛び出しをしない。 ○ 夕暮れ時や夜間に外出する時は、自分の存在を「知らせる」明るい目立つ色の衣服等の着用や反射材用品の利用に努める。

《安全運転五則》

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピードを落とす
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

《「ピカッと運動」の実践事項》

～夕暮れ時・夜間の交通事故防止～

(歩行者)

- 1 夜間の外出時は明るい服装と反射材の着用

(自転車利用者)

- 2 暗くなる前からのライトの点灯と背面だけでなく側面への反射材の装着

(運転者)

- 3 ヘッドライトの早め点灯
- 4 ライトの上向き点灯とこまめな上下切替

《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



安全運転!

【主な推進事項】

交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全意識の高揚と安全行動の実践を促進する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ○ 年齢や対象に応じた交通安全教育を推進する。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や子供に対する保護・誘導活動を促進する。 ○ ルール・マナー違反に対する街頭指導活動を強化する。 ○ 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に対する指導取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体の活用や効果的なキャンペーン等の実施により、交通事故や交通マナーの実態を知らせ、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける。 ○ 各種講習会、研修会、会議等の機会を通じて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について意識の啓発を図る。

● 運動の重点に関する推進事項

飲 酒 運 転 の 根 絶

令和2年中の飲酒運転による人身交通事故発生件数は68件（前年比39件減）で、死者数は4人（前年比3人減）であった。飲酒運転による人身交通事故発生件数、死者数ともに前年比で減少はしたものの、依然として飲酒運転の根絶には程遠い状況である。

飲酒運転は、運転者等のモラルに起因するところが多いことから、県民一人ひとりがその悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故の悲惨さを認識し、すべての県民が総力を挙げて飲酒運転根絶気運を醸成するとともに、飲酒運転を根絶するための社会的慣行の確立を図る。

【具体的な推進事項】

飲酒運転を許さない環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒時の交通手段として公共交通機関の利用を促進する。 ○ 地域・職場における「飲酒運転三ない運動」や「ハンドルキーパー運動」等を推進する。 ○ 飲食店等への運転者に対する酒類提供禁止の働きかけを推進する。 ○ アルコール検知器の普及と活用を促進する。
交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 疑似体験機器等を活用した講習会の開催等により、飲酒運転の悪質性・危険性を認識・理解させ、飲酒運転根絶のための運転者教育を推進する。 ○ 飲酒運転による交通事故の被害者や加害者の声を生かした講演会等の開催を促進する。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転者及び飲酒運転の周辺者に対する交通指導取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転に対する罰則及び行政処分について周知し、飲酒運転行為を防止する。 ○ 飲酒運転による交通事故被害者の声を反映した啓発活動を促進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。 ○ 『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』を設け、集中的、効果的な広報啓発を推進する（夏季及び年末の県民運動期間中の各金曜日）。

《飲酒運転三ない運動》

- 1 飲んだら運転しない
- 2 運転するなら飲まない
- 3 運転する人には飲ませない

《ハンドルキーパー運動》

自動車で飲食店に行き飲酒する場合に、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動

●ハンドルキーパー運動

ロゴマーク



高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止

令和2年中の高齢者（65歳以上）の死者数は52人で、前年比13人減となったものの、全死者数の61.9%を占め全国ワースト10位となっている。状態別では、歩行中（27人、構成率51.9%）が最も多く、四輪車乗用中（13人、構成率25.0%）、自転車乗用中（10人、構成率19.2%）、二輪車乗車中（2人、構成率3.9%）となっている。

また、高齢運転者による交通事故の発生件数は、10年前の平成22年の2,417件（全体の14.9%）から令和2年は1,492件（全体の24.7%）と実数は減少しているものの、構成率は上昇している。

交通事故が全体的に減少している中、高齢運転者が関係する交通事故件数の減少率は全体に比べ低く、全体に占める割合は増加傾向にあり、令和2年中に高齢者が第1当事者となる交通死亡事故件数は28件（構成率33.3%）で、10年前の平成22年が40件（構成率20.2%）であり、これと比較しても高齢者が第1当事者となる交通死亡事故の割合が増加していることが分かる。今後も、超高齢社会の更なる進展により、高齢ドライバーの増加が見込まれるため、高齢運転者への交通事故防止対策が必要である。

これらの状況を踏まえ、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般運転者やその他交通参加者の保護意識の醸成及び道路交通環境の整備等を図る。

【具体的な推進事項】

高齢の歩行者・自転車利用者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、歩行中・自転車乗用中における安全行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ○ 高齢者世帯・老人福祉施設等への訪問活動を通じて、高齢者が関係する交通事故の実態を知らせ、安全行動についての指導を推進する。 ○ 反射材の効果や有効性を示しながら高齢者の持ち物や靴等に反射材を直接貼付するなど、反射材用品の利用促進を図る。
高齢運転者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加齢に伴う身体機能の変化等を自覚し、適切な運転行動を確認するための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する（ドライブレコーダーを活用した交通安全教室等）。 ○ 「高齢運転者の安全運転五則」の周知と高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及促進を図る。
保護・誘導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する保護・誘導活動を促進する。 ○ 高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。 ○ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する保護義務（幅寄せや割り込みの禁止等）についての周知や高齢者優先駐車場の設置等の施策を推進する。 ○ 安全運転に不安がある高齢者に対し、運転免許証の自主返納を考えるきっかけをつくるとともに、返納者に対する支援を行う。 ○ 高齢者クラブ等によるヒヤリ地図や反射材を組み込んだ身の回り品等の作成や街頭活動など高齢者の交通安全諸活動への参画意識の醸成を図るとともに、自主活動に対する支援を推進する。

道路交通環境の 点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。 ○ 生活道路やシルバーゾーンにおける安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、高齢者の交通事故防止を呼びかける。

《高齢運転者の安全運転五則》

- 1 一時停止場所では必ず止まり左右の安全を確認する
- 2 ハンドル ブレーキの操作を的確に行う
- 3 交差点では必ず安全を確認する
- 4 信号を守り 信号の見落としに注意する
- 5 脇見 ぼんやり運転をしない

高齢者運転標識



子 供 の 交 通 事 故 防 止

令和2年中の子供（幼児、小・中学生）の死者数は2人（前年比2人増）、負傷者数は441人（前年比134人減）となっている。

特に、状態別では、小学校低学年では「歩行中」が多数を占めているが、高学年になると「自転車乗用中」が多数を占めるようになる等、子供の成長発達段階により交通事故の状況も変化するため、子供の心身の発達段階と地域の実情に応じた段階的かつ体系的な交通安全指導を行い、交通社会の一員として基本的な交通ルールと交通マナーを身につけさせる必要がある。また、通学路等子供が日常的に移動する経路の安全の確保のため、地域社会全体で子供を交通事故から守るという保護意識の醸成と安全施設の整備等による交通事故防止対策を推進する。

【具体的な推進事項】

交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の横断及び自転車の乗り方指導やヒヤリハット体験を取り入れた教育効果の高い交通安全教育を推進する。 ○ 自転車の安全な利用等を含めた安全な通学のための教育教材等を作成・活用し、発達段階に応じた交通安全教育を推進する。 ○ 新入学期や長期休暇前を捉えた交通安全教育を推進する。
保護・誘導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供に対する思いやりのある運転を促進する。 ○ 通園・通学時間帯を中心に、街頭での幼児・児童・生徒や保護者に対する交通安全指導を推進する。 ○ 遠距離通学児童に対する支援を推進する。
通学路等における交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、保護者に対する交通安全教育、街頭での交通安全指導を推進する。 ○ 子供に対する思いやりのある運転を促進する。 ○ 通学路における安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。
道路交通環境の点検整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリ地図の作成や立看板の設置により、交通危険箇所の周知を図る。 ○ 生活道路等における安全点検を実施し、安全施設等の整備を推進する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、子供の交通事故防止を呼びかける。

歩行者の保護

令和2年中における歩行者の交通事故死者数は40人(前年比9人増)で、全死者数の47.6%を占めている。

また、道路横断中の歩行者の死者は26人(前年比6人増)と、昨年より増加し、さらに高齢者にあつてはそのうち20人(前年比2人増)で、依然として高い割合を占めている。

歩行者の交通死亡事故を時間帯・年齢別で見ると、「16時～18時」の時間帯が最も多く、70歳代及び80歳以上が11人と最多である。

このため、運転者に対し、横断歩道手前での減速義務、横断歩行者の優先、ライトの早め点灯など横断歩行者の保護を意識した安全運転の励行を推進するとともに、歩行者に対しては、道路横断時の横断歩道の利用や反射材の利用などの促進を推進する。

【具体的な推進事項】

運転者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none">○ 横断歩行者に対する思いやりのある運転を促進する。○ 運転者に、横断歩道手前での減速義務や、横断歩道における歩行者優先義務の指導を推進する。○ ライトの早め点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見について指導を徹底する。
歩行者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none">○ 歩行者に、横断歩道の利用や信号機のあるところでは、その信号に従うことなどについて指導を推進する。○ 歩行者に、明るく目立つ色の服装や反射材用品の着用などの指導を推進する。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none">○ 交通事故発生状況に即した交通安全指導を推進する。○ 横断歩行妨害や信号無視等の悪質・危険な運転に対する指導取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙(機関誌)等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーンなどの実施により、歩行者(特に横断時)の交通事故防止を呼びかける。

夕暮れ時から夜間における交通事故防止

令和2年中における夜間の交通事故死者数は48人（前年比7人減）で、全死者数の57.1%を占めている。

また、時間帯別にみると「16時～18時」が13人（前年比4人増）と最も多く、次いで「18時～20時」が11人（前年比3人増）となっている。

また、夜間の歩行中の死者28人のうち、反射材を着用していたのは2人のみであった。

このため、夜間の死者数の75.0%を占める歩行者・自転車利用者に対して反射材等の普及啓発を図るとともに、早めのライト点灯や、夜間の事故の危険性を認識した安全運転の励行等を推進する。

【具体的な推進事項】

運転者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間における視認性低下や速度感覚の鈍化等による危険性を認識・理解させる交通安全教育を推進する。 ○ ライトの早め点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えについて指導を徹底する。 ○ 夕暮れ時から夜間における重大事故の原因で多い最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を周知するなど、基本的な安全運転を推進する。
歩行者・自転車利用者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視認性低下の危険性を認識・理解させ、確実な安全確認の実践を促す交通安全教育を推進する。 ○ 明るい衣服等の着用と反射材用品の利用指導や自転車利用者のライト点灯及び自転車側面等への反射材の貼付指導を推進し、服装やライトの活用により自分の存在を周りに「知らせる」ことの重要性を認識・理解させる。 ○ 高齢者世帯に対する訪問活動や交通安全教育を通じ、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の危険性について具体的な指導を推進する。
反射材の着用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 着用しやすい反射材用品等の普及を促進する。 ○ 街頭活動や世帯訪問の機会を活用し、自転車や靴等への反射材の直接貼付を推進する。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故発生状況に即した街頭での歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導や保護・誘導活動を推進する。 ○ 飲酒運転・速度超過・信号無視等の悪質・危険な運転に対する指導取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける。

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

令和2年中の四輪車乗車中の死者23人のうち、シートベルト非着用者は10人（前年比6人減）と、四輪車乗車中死者数の43.5%を占めており、このうちの4人は、シートベルトを着用していれば助かった可能性があった。

また、警察庁と一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が合同で実施したシートベルト着用状況全国調査（2020）の結果、本県の一般道路における運転者のシートベルト着用率は98.0%（全国平均99.0%）、後部座席は、31.5%（同40.3%）となっている。

シートベルトの正しい着用及びチャイルドシートの正しい使用は、交通事故の発生時における被害の防止と軽減を図るために不可欠であることから、あらゆる機会を通じて後部座席を含めた、シートベルト等の着用効果及び正しい着用方法等についての広報啓発を始め街頭指導、取締り活動等を推進する。

【具体的な推進事項】

交通安全教育	<ul style="list-style-type: none">○ 各種講習会や交通安全教室等においてシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性と着用効果の理解向上を図るとともに、後部座席を含めた全席着用義務化について周知し、全席での着用指導を徹底する。○ シートベルト着用体験車を活用した体験型教育を実施し、着用意識の啓発を図る。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none">○ シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用についての街頭指導を推進する。○ シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反に対する交通指導・取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底についての広報・啓発活動を推進する。



自 転 車 の 安 全 利 用 の 推 進

令和2年中の自転車に関係した交通事故による死者数は12人（前年比5人減）で、全死者数の14.3%を占めている。また、自転車に関係した交通事故854件を類型別に見ると、交差点等での出会い頭の衝突（477人、構成率55.9%）が最も多く、次いで右左折時の車両相互の衝突（261人、構成率30.6%）となっている。

また、自転車については、自動車等に衝突された場合は被害者になる反面、歩行者等と衝突した場合には重大な事故の加害者ともなりうる。

このため、自転車安全利用五則に基づき、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図るとともに、自転車の走行環境整備等により、自転車の安全利用を推進する。

【具体的な推進事項】

交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の正しい乗り方や交通マナー等について参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、自転車は「車両」であることや歩道は歩行者優先であることを理解させるとともに、事故事例を活用してルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク、損害賠償責任等について周知する。 ○ 保護者を対象とした交通安全教室等を開催し、自転車に同乗する幼児の安全性の確保や、幼児・児童の自転車用ヘルメット着用による頭部保護の重要性及び被害軽減効果について、視聴覚教材を活用して理解向上を図るとともに、広く自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用を推進する。
安全性の確保・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の点検整備及び自転車事故被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等（自転車向け保険、TSマーク等）への加入を促進する。
街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点、自転車道、歩道等における交通危険箇所の安全点検を実施し、障害物の除去及び違法駐車車両への指導等により、安全な走行環境を確保する。 ○ 駅周辺や商店街における駐輪方法等について、街頭指導を徹底する。 ○ 悪質・危険な違反に対する指導取締りを強化する。
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の通行実態や事故実態等を周知し、加害者となる可能性や、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について啓発する。 ○ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のマスメディアのほか、行政無線、広報車、広報紙（機関誌）等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーン等の実施により、点検整備した安全な自転車の安全利用を呼びかける。

● 各季運動等

1 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	実施内容等
春の全国交通安全運動	4月6日(火)～4月15日(木) (10日間)	<p>国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき、県交通対策協議会が別に定める要綱(別記1)により実施する。</p> <p>なお、スローガン及び運動の重点については以下のとおりとする。</p> <p>スローガン 急いでも 見逃さないで 小さな手</p> <p>運動の重点 (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 (2) 自転車の安全利用の推進 (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上</p>
夏の交通事故防止県民運動	7月20日(火)～7月31日(土) (12日間)	<p>県交通対策協議会が別に定める要綱(別記2)により実施する。</p> <p>なお、スローガン及び運動の重点については以下のとおりとする。</p> <p>スローガン あぶないよ 画面見ないで 前を見て</p> <p>運動の重点 (1) 歩行者(特に子供と高齢者)の保護 (2) 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶 (3) 自転車の安全利用の推進</p>
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～9月30日(木) (10日間)	<p>国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき、県交通対策協議会が別に定める要綱(別記3)により実施する。</p> <p>なお、スローガンについては以下のとおりとする。</p> <p>スローガン 暗い道 あなたを守る 反射材</p>

年末の交通事故防止県民運動	12月 1日(水)～12月15日(水) (15日間)	<p>県交通対策協議会が別に定める要綱(別記4)により実施する。</p> <p>なお、スローガン及び運動の重点については以下のとおりとする。</p> <p>スローガン 飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪</p> <p>運動の重点 (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護) (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (3) 飲酒運転の根絶</p>
---------------	-------------------------------	---

2 日を定めて行う運動

運動の名称	運動日	実施方法等
交通安全の日	毎月 1 日	別記5の要領に基づき実施する。
高齢者の交通事故ゼロの日	毎月 1 5 日	別記6の要領に基づき実施する。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(土) 9月30日(木)	国の交通対策本部が決定する運動方針に基づき、県交通対策協議会が別に定める要領(別記7)により実施する。
高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日	9月20日(月)	別記8の要領に基づき実施する。
飲酒運転根絶のための県下一斉広報日	夏季及び年末の県民運動期間中の各金曜日	別記9の要領に基づき実施する。
自転車の安全利用のための県下一斉広報日	5月6日(木)	別記10の要領に基づき実施する。

3 主な行事等

- ・児童・生徒の新入学期における交通安全活動の実施
- ・交通安全ポスター作品コンクールの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動キャンペーンの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動における高校生参加の街頭キャンペーン等の実施
- ・茨城県交通安全県民大会の開催
- ・各種表彰の実施(別記11)

<参考> 茨城県交通対策協議会以外が行う主な運動

運動名	主催等
自転車月間	自転車月間推進協議会
暴走族追放強調月間	茨城県暴走族対策会議(主唱)
不正改造車排除強化月間	国土交通省・不正改造防止推進協議会

<別記1>

春の全国交通安全運動 実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

4月6日(火)～4月15日(木) (10日間)

3 スローガン

急いでも 見逃さないで 小さな手

4 運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

5 その他

- (1) 国の交通対策本部により決定される推進要綱に基づき定める。
- (2) 地域重点等については、運動期間前の交通事故情勢等を踏まえ、必要に応じて、項目を追加する。
- (3) 追加項目等の変更点については、チラシを配布し、周知を図る。

<別記2>

夏の交通事故防止県民運動 実施要綱

1 目的

夏は、暑さや行楽などによる疲労や季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

7月20日(火)～7月31日(土) (12日間)

3 スローガン

あぶないよ 画面見ないで 前を見て

4 運動の重点

- (1) 歩行者（特に子供と高齢者）の保護
- (2) 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (3) 自転車の安全利用の推進

5 その他

- (1) 運動の重点については、運動期間前の交通事故情勢等を踏まえ、必要に応じて、項目を追加する。
- (2) 追加項目等の変更点については、チラシを配布し、周知を図る。

<別記3>

秋の全国交通安全運動 実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

9月21日(火)～9月30日(木) (10日間)

3 スローガン

暗い道 あなたを守る 反射材

4 その他

- (1) 運動の重点については、国の交通対策本部により決定される推進要綱に基づき定める。
- (2) 地域重点等については、運動期間前の交通事故情勢等を踏まえ、必要に応じて、項目を追加する。
- (3) 追加項目等の変更点については、チラシを配布し、周知を図る。

<別記4>

年末の交通事故防止県民運動 実施要綱

1 目的

年末は、例年夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあるほか、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

12月1日(水)～12月15日(水) (15日間)

3 スローガン

飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪

4 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (3) 飲酒運転の根絶

5 その他

- (1) 運動の重点については、運動期間前の交通事故情勢等を踏まえ、必要に応じて、項目を追加する。
- (2) 追加項目等の変更点については、チラシを配布し、周知を図る。

<別記5>

「交通安全の日」推進要領

1 目的

茨城県交通安全条例において、県民の全てが交通安全について関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を行う意欲を高めるため「交通安全の日」を設定したことに伴い、交通関係機関・団体及び県民一人ひとりが一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立することを目的とする。

2 実施日

毎月1日とする。ただし、その日が茨城県の休日（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときは、その日の翌日とする。

3 活動重点

4月	通学路における児童・生徒の安全確保	10月	横断歩道における歩行者優先等の徹底
5月	自転車の安全利用の推進	11月	夕暮れ時・夜間の交通事故防止
6月	梅雨期における交通事故防止	12月	年末における飲酒運転の根絶
7月	夏季における飲酒運転の根絶	1月	降雪・凍結等による交通事故防止
8月	夏休み期間における交通事故防止	2月	降雪・凍結等による交通事故防止
9月	高齢者の交通事故防止	3月	歓送迎期における飲酒運転の根絶

4 推進事項

(1) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、防災無線、有線放送、道路情報案内板などの広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民にこの運動の趣旨及び正しい交通ルール・交通マナーの実践を呼びかける。

(2) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

ア 家庭では、出かける前に、家族が互いに、安全行動を促す「一声運動」を推進する。

イ 幼稚（保育）園、学校においては、園児、児童、生徒に対し「交通安全の日」の周知並びに登下校時や家庭にあるときの安全行動について指導する。

ウ 地域では、登下校時の街頭指導や、参加体験型の交通安全教室等を開催する。

エ 職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申告を徹底する。

5 効果評価の実施

四半期ごとに構成機関による実施結果を把握し、次回以降の運動がより効果的に行われるよう施策の検証に努めるものとする。

<別記6>

「高齢者の交通事故ゼロの日」推進要領

1 目的

高齢者の交通事故を防止するため、年間を通じて高齢者に対する思いやりと見守りの日を設け、行政、事業者、県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発活動を展開することを目的とする。

2 実施日

毎月15日とする。ただし、その日が茨城県の休日（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（土曜日、日曜日、祝祭日等）に当たるときはその日の前日とする。

3 主唱

茨城県交通対策協議会

4 推進事項

(1) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、防災無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動を強化し、高齢者の交通事故防止を図る。

(2) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

ア 家庭では、高齢者の交通事故防止について家族で話し合いを行う。

イ 学校では、児童・生徒へ高齢者に対する思いやりと見守りについて周知、指導を行う。

ウ 地域では、高齢者の見守り・声かけ活動等を実施する。

エ 職場では、朝礼、各種会議等を利用して、高齢者の交通事故防止を図るための見守り活動の実践と無事故の申合せを実施する。

(3) その他

上記交通事故防止に関する広報・啓発活動の実施に当たっては、高齢者が被害者となる犯罪の防止についてもあわせて取り組むものとする。

<別記7>

「交通事故死ゼロを目指す日」推進要領

1 目的

県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 実施日

4月10日（土）及び9月30日（木）（予定）

3 主唱

茨城県交通対策協議会

4 推進事項

(1) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、防災無線、有線放送、道路情報案内板等の広報媒体の活用や広報車等の街頭活動の強化により、県民に「交通事故死ゼロを目指す日」の趣旨及び交通事故防止を呼びかける。

(2) 家庭、学校、地域、職場等における活動の推進

ア 家庭では、交通安全について家族で話し合いを行う。

イ 学校では、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知並びに登下校時や家庭にあるときの安全行動について指導する。

ウ 地域では、登下校時の街頭指導や、参加体験型の交通安全教室等を開催する。

エ 職場では、朝礼、各種会議等を利用して、安全な交通行動の実践と無事故の申合せを実施する。

(3) 春及び秋の全国交通安全運動と連動した活動

「交通事故死ゼロを目指す日」の実施日は、春及び秋の全国交通安全運動期間中となるので、同運動と連動した広報・啓発に努める。

<別記8>

「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日」実施要領

1 目的

高齢者を取り巻く現下の厳しい交通事故情勢に的確に対処し、高齢者が関係する交通事故発生の抑制と高齢者交通事故死者数の減少を目指し、高齢者に対する県民の思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の安全意識の高揚を図るため、高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日を設定して、行政、事業者、県民等が相互に連携協力し、総合的かつ効果的な広報・啓発活動を展開し、交通事故防止活動の強化を目的とする。

2 実施日

9月20日(月) 敬老の日

3 主唱

茨城県交通対策協議会

4 実施事項

本強調日は、「敬老の日」という高齢者に対する「思いやり」が高まる機会に、高齢者の交通事故防止について広報・啓発活動等を実施する。

(1) 実施場所

県内の老人福祉施設、敬老会式典会場及び高齢者が多数集まる健康増進施設等

(2) 主催

ア 市町村交通対策協議会

イ 警察署

(3) 実施者

ア 茨城県交通対策協議会構成機関・団体

イ 市町村交通対策協議会構成機関・団体(市町村、警察署、安協、安管、母の会など)

(4) 実施内容

市町村、警察署、関係機関・団体が相互に協力し、下記事項を実施する。

ア 高齢者とその家族、老人福祉施設関係者が多く集まる敬老会式典会場等における高齢者の交通事故防止を呼びかける広報・啓発活動

イ 県内の老人福祉施設等へ訪問しての交通安全教育(講話、声かけ運動等)

ウ 高齢者宅を訪問し、高齢者や同居家族等に対する交通事故防止の啓発活動

(5) その他

敬老会式典日程等、地域の高齢者が多く集まる機会に広報・啓発活動を効果的に展開するために、それぞれの地域の実情を踏まえて活動日を21日前後に設定することができる。

<別記9>

「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」実施要領

1 目的

本県では、飲酒運転による悲惨な交通死亡事故が毎年多く発生している。そのため、夏の交通事故防止県民運動及び年末の交通事故防止県民運動実施期間内の飲酒の機会が増える週末に『飲酒運転根絶のための県下一斉広報日』を設け、県民への啓発活動を行い「飲酒運転を絶対にしない、させない」意識を高め、飲酒運転の根絶を目指すことを目的とする。

2 実施日

夏の交通事故防止県民運動及び年末の交通事故防止県民運動期間中の各金曜日

夏 : 7月23日(金)、7月30日(金)

年末: 12月3日(金)、12月10日(金)

3 実施場所

県内全域

4 主唱

茨城県交通対策協議会

5 実施方法

県、市町村、警察署、関係機関・団体等が相互に協力し、飲酒運転根絶の広報・啓発活動を実施する。

具体的には、

- ア 通勤時の駅周辺やショッピングモール等、人が多く集まる場所での啓発品の配布と声かけ
- イ 飲食店、酒販売店等へポスター及びチラシの配布と掲示の依頼
- ウ 車両広報車による地域への啓発
- エ ホームページや広報誌、回覧板、防犯無線、道路掲示板への掲載等による広報啓発の強化
- オ 職場における指導や会議・会合等での声かけによる広報

などを実施する。

<別記10>

「自転車の安全利用のための県下一斉広報日」実施要領

1 目的

本県では、自転車の安全な利用の推進と自転車損害賠償責任保険等への加入を促進することを目的として、令和元年に茨城県交通安全条例の一部を改正した。これを踏まえ、より一層の自転車の安全利用と交通事故防止を図るため、5月の活動重点である「自転車の安全利用の推進」に係る『自転車の安全利用のための県下一斉広報日』を設け、自転車の安全利用等について広く県民に広報・啓発活動を展開し、自転車の交通事故防止を目的とする。

2 実施日

5月6日（木）

3 実施場所

県内全域

4 主唱

茨城県交通対策協議会

5 実施方法

県、市町村、警察署、関係機関・団体等が相互に協力し、自転車の安全利用等についての広報・啓発活動を実施する。

具体的には、

- ア 通学・通勤時の駅周辺やスーパー等、自転車利用者が多い場所での啓発品の配布と声かけ
- イ ホームセンターや自転車販売店等へポスター及びチラシの配布と掲示の依頼
- ウ 車両広報車による地域への啓発
- エ ホームページや広報誌、回覧板、防犯無線、道路掲示板への掲載等による広報啓発の強化
- オ 職場における指導や会議・会合等での声かけによる広報

などを実施する。

6 広報・啓発内容

自転車は手軽で便利な乗り物ではあるが、車両（車の仲間）であり、交通事故の被害者となるばかりではなく、加害者となり、高額な賠償を請求される事案も発生している。

自転車を利用する人は、車両の運転者（ドライバー）として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める責任があることを県民に再認識してもらい、自転車の安全利用の推進を図ることが重要である。

具体的には、

- ア 自転車の定期的な点検及び整備の実施
- イ 自転車安全利用五則の周知
- ウ 自転車運転者講習制度の周知
- エ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

などについて、広報啓発を図る。

<別記 1 1 >

主な表彰

1 交通死亡事故連続ゼロ市町村表彰

(1) 表彰の対象

管内の交通死亡事故ゼロを連続達成した市町村

(2) 授与の基準

次の基準を満たした市町村について表彰する。

区分	交通死亡事故連続ゼロ期間	
	連続ゼロ表彰	連続ゼロ特別表彰
人口 20 万人以上の市	150 日間	300 日間
人口 10 万人以上 20 万人未満の市	200 日間	
人口 3 万 5 千人以上 10 万人未満の市町村	350 日間	500 日間
人口 1 万人以上 3 万 5 千人未満の市町村	550 日間	1000 日間
人口 1 万人未満の町村	850 日間	

2 交通安全功労団体・功労者表彰

交通安全の推進に献身的、奉仕的に尽力し、交通事故の防止に多大な功績のあった個人及び団体

3 交通安全模範推進者褒賞

年間を通じて交通安全活動について功労があったとして各市町村から推薦のあった者

4 交通安全ポスター作品コンクール表彰

県内の小・中・高校生から交通安全に関するポスターを募集し、最優秀賞（茨城県知事賞）をはじめ各賞の優秀賞を受賞した者

令和3年度 各機関・団体の主な推進事項

機関・団体	主 な 推 進 事 項
県	<ul style="list-style-type: none"> ・「飲酒運転根絶のための県下一斉広報日」等を活用した飲酒運転根絶への県民意識の啓発普及 ・高齢者の交通事故防止対策の推進（ドライブレコーダーを用いた高齢者交通安全教室の実施等） ・自転車の安全利用の推進 ・通学路の交通安全確保の推進 ・交通危険箇所の安全対策 ・道路情報板による広報・啓発活動 ・交通マナー向上施策の推進 ・世代別交通安全教育事業及び県交通安全教育講師派遣事業等による交通安全教育の実施 ・自転車シミュレーター、夜間視認体験ボックス等を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の実施 ・各季交通安全運動の実施 ・電子メールを活用した交通安全情報配信による運転者対策の推進 ・交通安全ポスター作品コンクールの実施による交通安全意識の啓発普及 ・ラジオ、テレビ、交通安全広報車、広報紙、ポスター・チラシ等を活用した広報・啓発活動の実施 ・安全なまちづくり推進室ホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」への情報の掲載 ・交通事故の相談 ・交通安全県民大会の開催 ・交通安全功労者・功労団体褒賞、交通安全模範推進者褒賞、市町村死亡事故連続ゼロ表彰の実施 ・交通死亡事故抑止緊急啓発の実施 ・高齢運転者に対する運転免許自主返納のサポート事業の実施
市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン・立哨等の実施 ・世代や対象に応じた実践的な参加・体験型の交通安全教室の開催 ・高齢者の事故防止対策の推進 ・小中学生の自転車点検、街頭指導の実施、 ・新小学1年生ヘラントセルカバー等交通安全啓発物の配布 ・交通関係団体などと連携した街頭指導の実施 ・チラシ、広報紙、HP、防災無線、コミュニティFM、かつぱメール、交通安全指導車等を活用した広報（例：交通安全ネットレター） ・通学路の安全点検調査と安全施設の整備 ・交通安全大会などのイベントの開催 ・交通安全の日における広報・啓発活動 ・反射材の普及啓発（庁舎内での反射タスキの無料配布、交通安全教室等において無償配布） ・小学生や中学生への自転車用ヘルメットの配布 ・高齢者の運転免許自主返納者に対する支援等の実施（タクシー利用助成事業） ・チャイルドシート着用の推進（補助金交付事業） ・交通死亡事故多発警報発令時に交通安全指導員による市内大型店舗・付近住民世帯訪問での広報・啓発活動 ・飲酒運転の根絶 ・横断中の歩行者保護
茨城県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通事故の実態や地域の実情を踏まえた効果的な交通安全対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故分析に基づく交通安全対策の推進 (2) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 (3) 交通安全施設の整備の推進と交通実態に即した交通規制の見直し (4) 的確な運転者施策の推進 (5) 関係機関・団体等との連携の強化 2 子供や高齢者を始めとする歩行者が安心できる交通の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 通学路・生活道路における悪質・危険な違反の取締りの強化 (2) 生活道路における交通安全対策の推進 (3) 通学路における交通安全対策の推進 (4) 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進 (5) 歩行者に対する保護意識及び横断歩道におけるルールの遵守意識向上対策の推進 3 妨害運転・飲酒運転等を行う悪質・危険な運転者の排除 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妨害運転等に対する取締りの推進 (2) 飲酒運転の根絶に向けた取締りの強化 (3) 飲酒運転情報の収集 (4) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 (5) 暴走族等を許さない社会環境の確立 (6) 迅速な行政処分の執行

茨城県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画に基づく交通安全教育の系統的・計画的な推進 児童生徒並びに学校の実態等の課題に随時対応する交通安全指導の推進 安全な歩行及び歩行者保護の視点を含めた安全な自転車利用のための教育の推進 関係機関等との連携による参加・体験型の交通安全教室の実施 安全な通学や自転車利用のための教材及び教師用指導資料の作成・配付 交通安全教育に関する研修会の開催による教員の資質の向上 学校訪問による交通安全教育推進の啓発 ・高等学校交通安全対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 県内高等学校における交通マナーアップ学校委員会の活動促進 交通マナーアップ地域協議会における各学校の情報交換等とおしての取組の充実 県内高等学校生徒対象の交通安全標語コンクール実施による交通安全意識の高揚 原付バイク免許取得許可校の生徒を対象とした原付バイク安全運転教室 関係団体との連携による交通安全教育への講師派遣 ・地域社会における交通安全指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各PTA団体と連携し、保護者に対し交通安全意識の高揚を図る。
水戸地方検察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止県民運動及び春及び秋の全国交通安全運動の周知 ・自動車運転時の安全確認の徹底
茨城労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止対策の推進（ガイドラインの周知等）
関東運輸局 茨城運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送事業者への指導・監督の徹底 ・不正改造車を排除する運動の実施 ・自動車の点検整備推進運動の実施 ・全国交通安全運動の実施（運動期間中、構内放送を利用して事故防止の啓発活動） ・年末・年始輸送安全総点検の実施
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・事故危険箇所の安全対策実施及び歩道整備 ・道路情報板による広報・啓発活動の実施 ・通学路及び生活道路の交通安全確保に向けた取組の推進 ・交通安全施設等の整備
自動車事故対策 機構茨城支所	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県交通安全県民運動」の周知 ・運輸安全マネジメントに係るナスバ講習会の受講促進 ・運行管理者を対象とした指導講習の受講促進 ・“ナスバネット”による運転者適性診断の普及促進 ・運転者適性診断の受診後のカウンセリングの利用促進 ・コロナウイルス感染状況に応じて柔軟に対応を行う
自動車安全運転 センター茨城県 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止のための中央研修所への入所勧奨 ・運転経歴証明書、無事故無違反証明書活用による交通事故防止活動 ・各企業、運送事業所等への安全運転特別講話の実施 ・安全運転管理事業所等に対する交通事故防止関係資料の配布を通じた広報・啓発活動
茨城県 交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・春及び秋の全国交通安全運動期間中における全地区一斉街頭活動「茨城路セイフティロードの日」の実施等、大規模街頭活動の実施 ・小中高校生を含めた市民参加の交通安全街頭キャンペーン、パレードの実施 ・通学時及び薄暮・夜間等における交通安全パトロールの強化 ・通学路への「強調シート」設置支援、通学路危険箇所の点検及びカーブミラー清掃等道路施設の整備 ・高齢者在宅家庭訪問等による反射材普及の促進 ・高齢者等免許返納者全員に対する反射材付携帯品等の配布支援 ・飲酒運転根絶を目的とした「ハンドルキーパー運動」の推進 ・各種交通安全大会及び交通安全キャンペーン等の開催による交通安全意識の醸成 ・シートベルト効果体験車、安全運転適性診断車、自転車シミュレーター等による参加・体験・実践型交通安全教育の実施 ・子どもを対象とした自転車大会、高齢者を対象とした参加・体験・実践型のドライバーセミナー及び交通少年団研修会等の開催 ・二輪車安全運転講習会の開催 ・マイファミリー交通安全対策（新入学児童・同家族へのランドセルカバー等の配布支援） ・機関紙「交通いばらき」、各新聞紙、茨城放送、ホームページ等の各種広報媒体活用及び広報車 ・電光掲示板・横断幕・懸垂幕・のぼり旗・防災無線等を活用した啓発広報・会員を対象としたチャイルドシート貸出制度の実施による着用率の向上 ・反射材配布による「高齢者（歩行者・ドライバー等）対象無事故コンクール（交通安全シルバーキラリチャレンジ“2021”）」の実施

<p>茨城県安全運転 管理協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「運転中における“マナーアップ”運動」の推進 ・会員事業所における「無事故無違反チャレンジ安管いばらき2021」の実施 ・飲酒運転根絶対策の推進 ・シートベルト着用対策の推進 ・高齢者の交通事故防止対策の推進 ・交通事故防止情報誌「安全運転管理いばらき」、新聞、ラジオ等に広報、啓発 ・運転者教育としての「運転適性検査」の推進 ・スケアード・ストレイト型交通安全教室の開催 ・茨城県安全運転競技大会の開催
<p>茨城県交通安全 母の会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全母の会連合会総決起大会の開催（令和3年6月24日） ・高齢者世帯訪問事業 ・女性ドライバー・高齢者ドライバー教室等各種交通安全教室の開催とドライバー教室の拡充 ・キャンペーン及び街頭指導 ・安全点検・ヒヤリ地図づくり ・飲酒運転根絶のための活動の推進 ・シートベルト・チャイルドシート着用の推進 ・広報誌での啓発 ・世代間交流事業の推進
<p>茨城県地域交通 安全活動推進委員 協議会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発活動 ・歩行者の保護に向けた広報・啓発活動 ・児童・生徒の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止に向けた広報・啓発活動 ・シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に向けた広報・啓発活動 ・自転車の安全利用に向けた広報・啓発活動
<p>茨城県指定 自動車教習所協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初心運転者教育機関として「より安全な行動のとれる運転者」を育成するための各種施策の推進 ・運転免許取得後1年未満の「初心運転者」に対する交通違反、交通事故防止啓発活動の推進 ・高齢者講習時における交通安全意識の醸成 ・教習所の一泊開放日等における児童、青少年及び高齢者に対する交通安全教室の開催 ・新聞、ラジオ、電光掲示板等の各種広報媒体を活用した啓発活動の推進 ・教習及び各種講習時における「歩行者の保護」意識の醸成
<p>茨城県 トラック協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止講習会及び監理・監督者等講習会の開催 ・安全運転研修所におけるドライバー研修の実施 ・運転者技能競技会開催 ・交通安全運動期間中広報活動の実施 ・事故防止コンクールの実施 ・歩行者保護の取組活動
<p>茨城県バス協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理責任者研修の実施 ・車内事故防止キャンペーンの実施 ・飲酒運転の防止徹底 ・自動車点検整備推進運動の実施 ・年末年始の交通安全運動総点検の実施 ・安全運転中央研修所におけるドライバー研修の実施 ・「ライトの早めの点灯運動」の実施 ・安全装置の取付推進 ・適性診断の実施
<p>茨城県ハイヤー ・タクシー協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の防止徹底 ・高齢者と子どもの交通事故防止 ・タクシーに乗車しての指導実施（乗務員の接客指導時に「横断歩行者の保護」指導） ・全席シートベルト着用の徹底 ・自動車の確実な点検整備の励行促進 ・年間の各季に応じた交通事故防止対策の徹底 ・「運転者はこまめなライトの上下切り替えを」の推進

<p>東日本旅客鉄道 (株)水戸支社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動の周知 現業箇所では伝達等において交通安全のルールについて周知徹底させる。また業務用自動車運転時の注意事項等を再確認し、物損事故防止を含めた安全の確保に努めるとともに、グループ会社及びパートナー会社への注意喚起を行う。 運転免許証および自動車検査証の確認、自動車の点検整備など必要な業務管理を徹底する。 ・春及び秋の全国交通安全運動の実施 交通安全意識の高揚を図り、車内放送及び広報誌等を通じ、車両、駅、停留場、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を周知していく。 ・交通事故防止指導 踏切を利用するドライバーに対して、踏切付近での対面活動や歩行者等に踏切警報器鳴動後の進入を注意喚起する取り組みを継続して伝えていく。踏切の一旦停止をお願いするキャンペーンも継続して行っていく。運転時の注意事項等を再確認し、物損事故防止を含めた交通安全意識の向上に努める。交通ルール・マナーの遵守、飲酒運転の絶対禁止の指導徹底を実施していく。 ・踏切事故防止キャンペーンの実施 第4種踏切道における踏切事故防止の推進と踏切支障件数が多い箇所を選択し集中した取り組みとして啓発活動を継続していく。水郡線の42箇所における4種踏切を利用する小学校等に対して踏切事故防止教育を継続して取り組み、異常を認めた場合の踏切支障報知装置の扱いについても教育していく。キャンペーンにおける主要駅及び主要踏切での啓発活動の実施は、前年度の踏切支障件数を把握し踏切を利用するドライバー等に対して協力を得ていく。
<p>茨自販交通安全 対策推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通事故防止 ・飲酒運転の追放 ・全席シートベルト着用の徹底 ・機関誌による広報活動 ・各種会議、研修会等を通じての交通安全の周知徹底 ・ホームページでの啓発活動
<p>茨 城 県 軽自動車協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転の追放 ・シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ・運転時携帯電話使用禁止の徹底 ・ラジオCMによる交通安全啓発
<p>茨 城 県 自動車整備振興会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検整備の促進、啓発及び不正改造車の危険性周知 ・マイカー点検教室の開催（歩行者への思いやり運転の呼びかけ） ・ホームページ及び会報による広報 ・街頭検査への協力 ・広報宣伝車による街頭広報 ・ラジオによる交通事故防止広報の実施
<p>茨城県自転車・ 二輪自動車商 協 同 組 合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学校に対する自転車の安全な乗り方教室等の開催 ・自転車の点検整備と点検済みT Sマーク貼付推進及び周知徹底 ・各交通安全運動、キャンペーン等に対する協力 ・自転車乗用者への交通ルール遵守の呼びかけ ・学校、街頭及び店頭においての自転車安全点検と整備の実施
<p>茨城県高速道路 交通安全協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常磐道における各種交通安全キャンペーンの実施 ・各種交通安全啓発物類の配布 ・シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・ハイウェイモニターの推進 ・高齢者のための高速道路安全セミナー ・歩行者保護のための取組及び諸活動
<p>東日本高速道路 (株)関東支社 水戸管理事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SA、PAにて季節ごとの交通安全キャンペーン ・安全運転管理者やトラック運転手に講師として高速道路の走行についての講習 ・小学校や地元企業等への「交通安全出前講習」を実施 ・地元企業等開催イベント等での交通安全啓発の実施。
<p>茨 城 県 老 人 クラブ連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議、研修会等における交通安全に関する周知徹底 ・高齢者への反射材の着用促進を図るための「反射材着用推進リーダー（キラリリーダー）」への協力 ・機関紙による県内全会員等に対する交通安全広報・啓発活動 ・ホームページを活用しての広報・啓発活動 ・各市町村老連等に対する交通安全運動の普及啓発と協力依頼 ・友愛訪問活動や加入促進活動時に未加入高齢者への呼びかけを実施

<p>全国共済農業協同組合連合会 茨城県本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童への黄色い帽子の贈呈 ・中・高生を対象としたスタントマンを活用した自転車交通安全教室の開催 ・交通安全ミュージカル「魔法園児マモルワタル」の開催 ・JA共済アンパンマン交通安全キャラバンの開催 ・ドライビングシミュレーターによる安全運転診断 ・シルバー世代交通安全教室「交通安全落語」の開催 ・新聞・ラジオ広報等による広報活動
<p>茨城県 経営者協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼において役職員に、①夕暮れ時、夜間の運転中の事故防止、②全席シートベルト着用、③飲酒運転禁止の徹底、④子どもや高齢者に対する気配り運転の励行を指導 ・諸会合における、交通安全運動実施要綱を配布と交通事故防止に向けた取組強化を呼びかけ ・会員企業の営業車両・通勤車両にステッカーを貼付。社屋・営業所にポスターを掲示。従業員の交通安全意識の高揚。 ・会員企業のメール登録者に対して、交通事故防止に関わる茨城県からのメルマガ配信
<p>茨城県 商工会連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種交通安全運動キャンペーンへの参加・協力 ・交通ルールのチェックとマナーアップ推進の実施 ・飲酒運転追放三ない運動定着化の促進 ・あおり運転追放の促進 ・高齢ドライバーへ交通事故等の注意喚起 ・各種会議、研修会等における交通安全に関する周知徹底
<p>茨城県 商工会議所連合会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や交通の状況を確認ながらの安全走行の徹底 ・運転中の携帯電話使用の禁止励行、飲酒運転禁止の徹底、あおり運転追放の促進 ・各種研修会、会議等の機会を活用した交通安全に関する啓発周知及び歩行者保護の周知徹底 ・電子メールによる交通安全情報の配信

茨城県交通安全県民運動スローガン 入賞作品

○部門1

高齢者の交通事故防止

無理な横断 孫が見てるよ おじいちゃん
道わたる ゆっくり老人 待つ余裕
迷ったら わたるな 走るな 次を待て
もしかして きこえてないかも おとしより
高齢者 地域で見守る やさしい目
思いやり ぼくも将来 お年寄り
気をつけて ゆっくり歩く おとしより
気をつけて 子供に自転車 お年寄り
叶えよう 長寿社会へ 無事故の願い
大丈夫 そんな油断が 命とり

○部門2

子供の交通事故防止

小さな手 大きくあげて わたろうね
一人でも ちゃんと守るよ 交通ルール
気をつけよう 危険がひそむ 慣れた道
わたらない 信号点滅 止まれの合図
約束ね 飛び出ししないよ 君とぼく
行けるかな 迷ったときには 行かないで
あぶないよ 車がとまる 思い込み
気付いてね 小さなわたし 歩いてます
見てるかな 黄色い帽子と わたしの手
急いでも 見逃さないで 小さな手
飛び出さない 心のブレーキ 大切に

○部門3

夜間（特に夕暮れ時）の交通事故防止

光ってる あなたのマナーと反射材
見えてても 早目につけよう 知らせるライト
自分から つけるライトで 消える事故
暗い道 あなたを守る 反射材
夜道こそ 自分をアピール 反射材
反射材 身につけ光らせ 事故減らせ
夕暮れは 明るい服と 反射材
反射材 着けるぞ光るぞ 事故減るぞ
もう4時だ 暗くなる前 早めの点灯
夜の道 危険発見 ハイビーム

茨城県交通安全県民運動スローガン 入賞作品

○部門4

自転車の安全利用の推進

行けるかも 思ったときは 止まるとき
並進は 危険も隣に 並んでる
前を見る スマホ見ないで 前を見る
自転車に 一緒に乗せよう 交通マナー
見る止まる 歩行者優先 心がけ
わすれない ルールと注意と ヘルメット
わすれない ルールとライトと 思いやり
ヘルメット 自分を守る パートナー
かぶろう 命のおまもり ヘルメット
自転車も 止まって確認 その角
あぶないよ 画面見ないで 前を見て

○部門5

飲酒運転の根絶

飲むあなた 飲ませたあなた 同じ罪
家族より 大切ですか？ その一杯
だめだっぺ 飲んだら乗るなど いったっぺ
お父さん お酒とぼくと どっち好き
飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間
一杯の お酒で狂う 目と心
飲酒運転 たった一杯 一生後悔
飲んだでしょ 乗っちゃだめだよ 自転車も

○部門6

すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい

着用の徹底

チャイルドシート いのちを守る 指定席
カチッとね それがいのちを まもる音
無事帰る シートベルトに たくす夢
油断しない！ 気持ちとベルト 引き締めて
守ろうよ ルールと命と 子どもの未来
その笑顔 シートベルトが 守ります
小さな命 愛とベルトで守ります
シートベルト 付けて守れる 大きな命
あなたが守る交通ルール 命を守るシートベルト
わすれずに 笑顔を守る シートベルト

<別表>

実施及び協賛機関・団体

(順不同)

● 実 施 機 関 等 ●		
茨城県	市町村	茨城県警察本部
茨城県教育委員会	市町村教育委員会	水戸地方検察庁
茨城労働局	関東運輸局茨城運輸支局	関東地方整備局常陸河川国道事務所
東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	県市長会	県町村会
自動車事故対策機構茨城支所	自動車安全運転センター県事務所	県交通安全協会
県安全運転管理協会	県交通安全母の会連合会	県地域交通安全活動推進委員協議会連合会
県指定自動車教習所協会	県トラック協会	県バス協会
県ハイヤー・タクシー協会	茨自販交通安全対策推進協議会	県軽自動車協会
県自動車整備振興会	県自転車・二輪自動車商協同組合	県高速道路交通安全協議会
県医師会	東日本高速道路株式会社関東支水戸管理事務所	県老人クラブ連合会
全国共済農業協同組合連合会茨城県本部	県経営者協会	県商工会連合会
県商工会議所連合会		
● 協 賛 団 体 等 ●		
茨城県議会	県市議会議長会	県町村議会議長会
県二輪車普及安全協会	県サイクリング協会	日本自動車連盟茨城支部
県道路整備促進協議会	交通事故総合分析センター	県中古自動車販売協会
県自動車タイヤ販売店協会	県緊急作業用自動車協会	県貨物自動車安全輸送協議会
県踏切事故防止対策協議会	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会わくわくセンター
県身体障害者福祉団体連合会	県青年会議所	県青年団体連盟
県青年団協議会	県女性団体連盟	県地域女性団体連絡会
県子ども会育成連合会	県青少年赤十字指導者協議会	県青少年育成協会
県スポーツ少年団	日本ボーイスカウト茨城県連盟	ガールスカウト日本連盟茨城県支部
県ユースホテル協会	県公民館連絡協議会	県PTA連絡協議会
県高等学校PTA連合会	県・国公立幼稚園PTA連絡協議会	県国立幼稚園長会
県私立幼稚園・認定こども園連合会	県保育協議会	県民間保育協議会
県学校長会	県高等学校長協会	県私学協会
全国農業協同組合連合会茨城県本部	県農業協同組合中央会	県厚生農業協同組合連合会
県信用農業協同組合連合会	県食品衛生協会	県石油業協同組合
県建設業協会	県柔道整復師会	日本損害保険協会南関東支部茨城損保会
県弁護士会	茨城県行政書士会	県警備業協会
県高圧ガス保安協会	県観光物産協会	県警友会連合会
茨城新聞社	読売新聞社水戸支局	朝日新聞社水戸支局
毎日新聞社水戸支局	時事通信社水戸支局	産経新聞社水戸支局
東京新聞水戸支局	共同通信社水戸支局	日本経済新聞社水戸支局
日本工業新聞社関東支局	日本放送協会水戸放送局	茨城放送
フジテレビ	テレビ朝日	日本テレビ
東京放送	いばらきコープ	いばらきシルバー交通安全情報ネットワーク協議会

【事務局】

茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

E-mail seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」で検索